1　鎌倉市の行政評価

（1）　行政評価とは

地方自治法（昭和 22 年４月法律第 67 号）第２条第 14 項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しています。

鎌倉市においても、効率的かつ効果的に行財政運営が行われるよう、行政内部の見直しや、外部の視点からのチェックにより、行政評価を行っています。

（2）　行政評価の目的

本市の行政評価は、基本計画を着実に推進することを目的に、事業の効率性や有効性、公平性、妥当性に加え、施策が順調に推進しているか等について、評価しています。

この評価を踏まえ、限られた予算の中で効率的・効果的に施策を推進するための取組の課題や重点を明らかにし、運営資源の最適配分に活用することとします。

（3）　鎌倉市の取組

ア　PDCA マネジメントサイクルによる取組

鎌倉市では行政評価の取組として、市役所内部の見直しである行政内部評価と、外部の視点でチェックする行政外部評価を実施しており、ＰＤＣＡマネジメントサイクルでは、“Ｃ”（ｃｈｅｃｋ ＝ 評価）に該当するものです。

この報告書は、行政内部評価及び行政外部評価の報告書となります。

【ＰＤＣＡマネジメントサイクル】

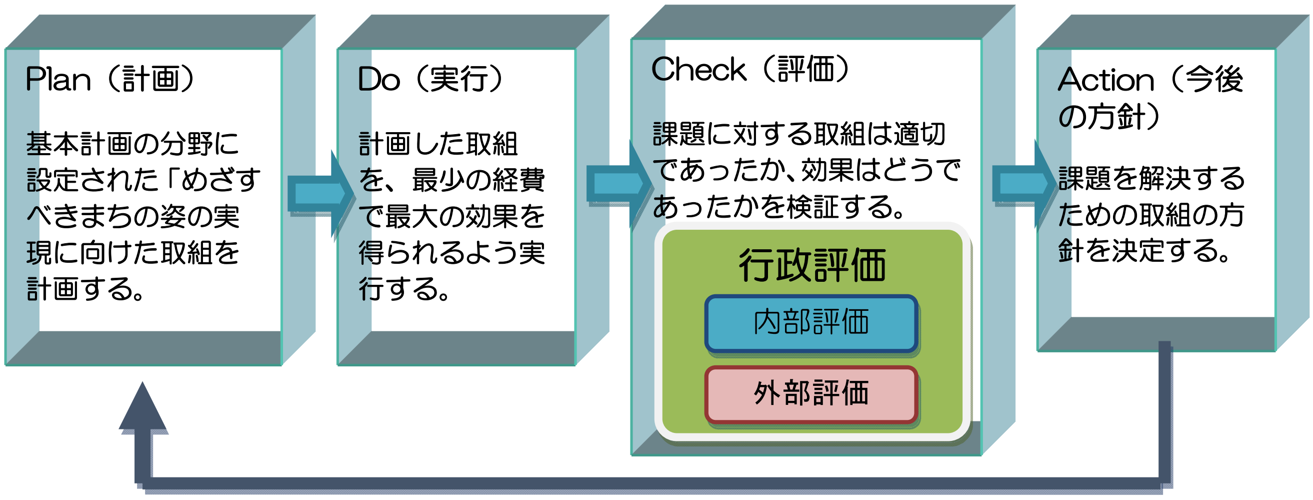

イ　これまでの経過

これまで本市では、事務事業評価を平成 14 年度に試行、平成 15 年度から本格導入しており、予算体系における中事業を対象に、各所管課での内部評価を実施してきました。また、第３次鎌倉市総合計画第２期基本計画の政策・施策体系の分野を対象とした施策進行評価を、平成 18 年度に試行、平成 19 年度から本格導入しました。

第２期基本計画までは、基本計画の施策体系と予算体系の整合が図られていなかったことから平成 26 年度までは、事務事業評価と施策進行評価の２種類の行政評価を実施してきました。

事務事業評価では、評価対象を予算体系における中事業とし、客観的な基準や成果指標から効率性・有効性・公平性・妥当性を評価することで事務改善を図り、より効果的な行政運営を進めるための自己点検ツールのひとつとして、事務事業全体の適正な執行管理を行ってきました。

また、施策進行評価では、評価対象を第２期基本計画の政策・施策体系における“分野”とし、指標を活用しながら、分野ごとの「めざすべきまちの姿」の達成に向けた課題や問題点を抽出し、取組方針の策定に活用することで、第２期基本計画の適正な進行管理を行ってきました。

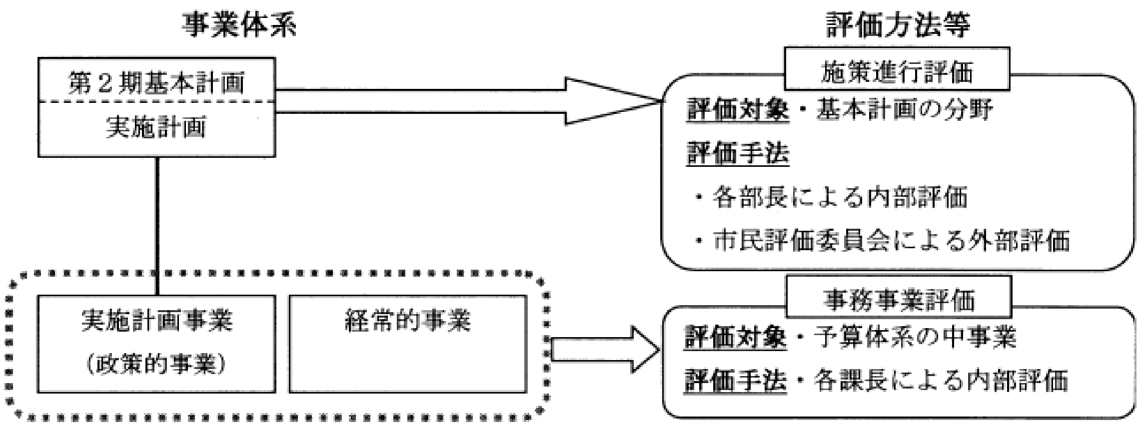

しかしながら、平成 26 年度からの第３期基本計画のスタートに伴い、基本計画の施策体系と予算体系の整合を図り、予算体系における“大事業”が基本計画における“分野”と、予算体系における“中事業”が基本計画における“施策の方針”と連動することとなりました。よって、“中事業”の下にある“小事業”が、基本計画を実現するための「手段」としてこれまで行ってきたように事務事業評価と施策進行評価という２種類の評価を別々に行うのではなく、まず、基本計画を実現するための「手段」である小事業の評価（「行政評価シート【個表】」の作成）を行い、それを踏まえ、計画の推進に向けた考え方及び施策の方針（以下「施策の方針等」という。）である中事業の評価（「行政評価シート」の作成）を行うことで、一体的に第３期基本計画の評価を実施することとしました。

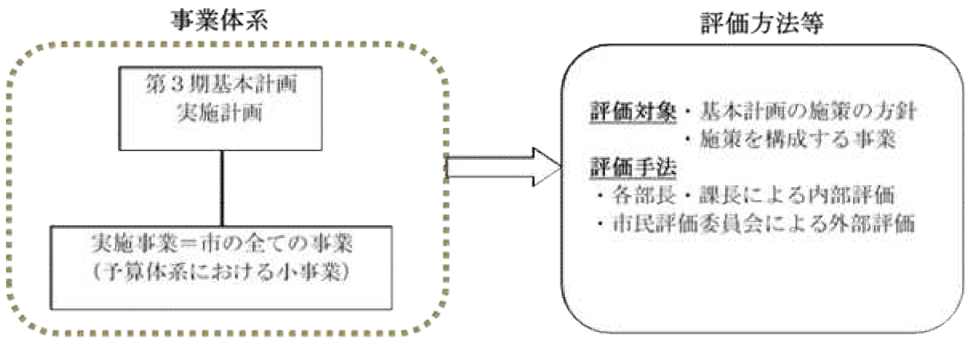

これにより、実施事業の評価と施策の方針等の評価を一体的に行うことで、施策と事業の関係がより明確になるとともに、第２期基本計画の“分野”を単位として実施してきた評価（施策進行評価）と比較し、細かな単位である第３期基本計画の“施策の方針等”を対象として評価を実施することにより具体的、かつきめ細かな評価が可能となっています。

ウ　評価対象

（ア）　施策の体系

平成 30 年度行政評価の対象となっている平成 29 年度は、第３期基本計画後期実施計画の最初の年度となっています。

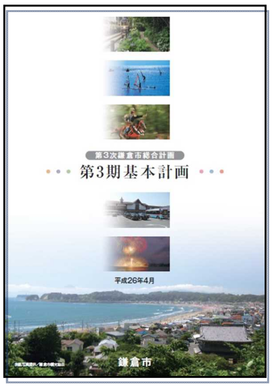

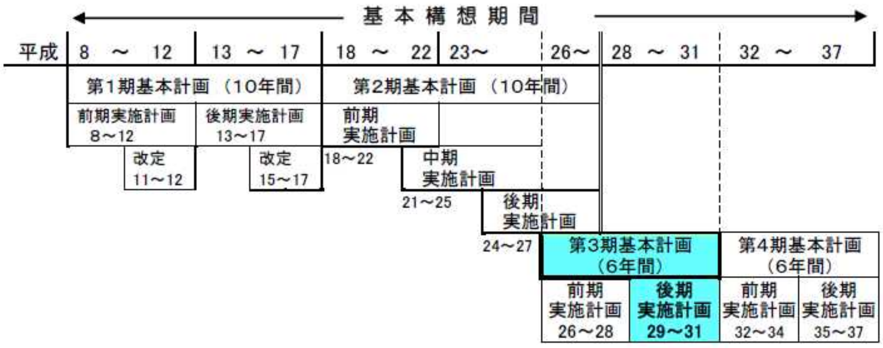

第３次鎌倉市総合計画では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、基本構想の実現に向けて、３つのまちづくりの基本理念の下、将来都市像と６つの将来目標を設定しています。

第３期基本計画では、総合計画の将来目標を実現するために施策体系を組み、24 の分野ごとに施策の方針を位置付けて、施策の方針ごとの「目標とすべきまちの姿」を達成するための実施事業を推進しています。

また、全ての分野にまたがる「計画の推進に向けた考え方」として、市民自治、行財政運営、防災・減災、歴史的遺産と共生するまちづくりの４つを位置付け、これらを実現するための実施事業も推進しています。

鎌倉市の行政評価では、行政内部評価としてまず、実施事業ごとの評価と施策の方針等ごとの評価を行い、それを踏まえ、行政外部評価で、施策の方針等ごとの評価を実施しています。

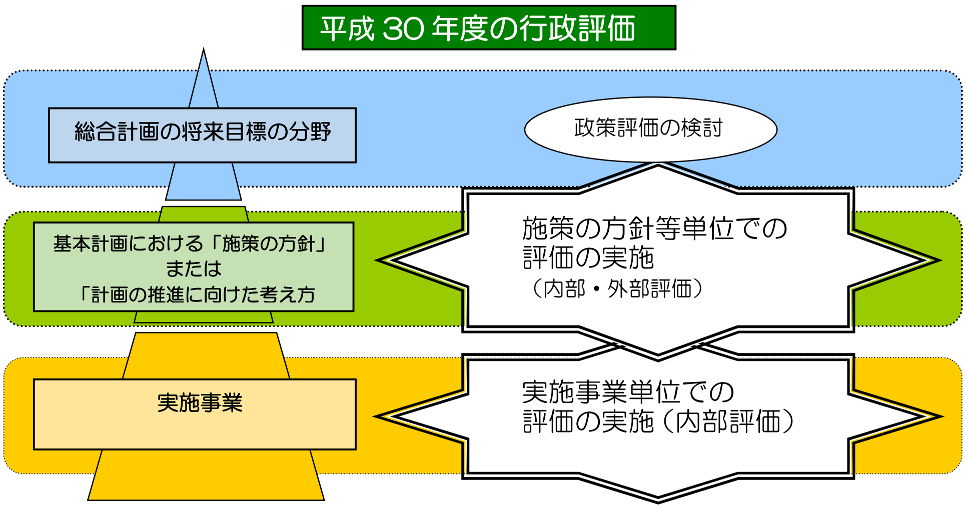

次頁に、基本構想及び第３期基本計画における、政策・施策の体系を示します。

基本構想		第３期基本計画	
将来都市像	将来目標	分野	施策の方針
古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち	**第1章** 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち	(1)平和	①平和推進事業の充実
		(2)人権	①人権施策の充実
		(3)多文化共生社会	①多文化共生社会の推進
	第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち	(1)歴史環境	①歴史的風土の保存
			②史跡の指定、保存・管理、整備及び活用
			③文化財の保存、調査・研究、情報の充実
		(2)文化	①文化活動の支援・推進
	第3章 都市環境を保全・創造するまち	(1)みどり	①緑の保全等
			②都市公園等の整備・管理
		(2)都市景観	①良好な都市景観形成事業の推進
		(3)生活環境	①3Rの推進・ごみの適正処理
			②環境汚染の防止
			③まちの美化
			④次代に向けたエネルギー・環境対策の推進
			⑤野生鳥獣等への対応
			⑥海浜の環境保全
	第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち	(1)健康福祉	①地域生活の支援サービス
			②市民の健康と安心づくりの推進 ☆
		(2)子育て	①すべての子育て家庭への支援
			②子育て支援施設の整備
		(3)学校教育	①安全・安心で開かれた学校づくり ☆
			②教育内容・教育環境の充実
			③学校施設の整備
		(4)青少年育成	①青少年の育成・支援
		(5)生涯学習	①多様な学習機会の提供と学習成果の活用
			②学習環境の整備・充実
		(6)スポーツ・レクリエーション	①市民スポーツ・レクリエーションの推進
			②スポーツ施設の整備

計画の推進に向けた考え方

- 市民自治
- 行財政運営
- 防災・減災
- 歴史的遺産と共生するまちづくり

基本構想		第3期基本計画			計画の推進に向けた考え方
将来都市像	将来目標	分野	施策の方針		
古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち	第5章 安全で快適な生活が送れるまち	(1)防災・安全	①地震対策・風水害対策の充実	★	市民自治 行財政運営 防災・減災 歴史的遺産と共生するまちづくり
			②危機管理対策	★	
			③消防機能の整備・充実	★	
			④防犯活動の充実・強化		
		(2)市街地整備	①市街地整備の推進	★	
		(3)総合交通	①道路・交通体系の検討	★	
			②交通安全意識の高揚		
			③駐輪対策の推進		
			④公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進		
		(4)道路整備	①道路・橋りょうの整備・維持管理	★	
		(5)住宅・住環境	①鎌倉らしい住まいづくり		
		(6)下水道・河川	①下水道の整備・管理	★	
			②水辺環境の整備・創出・管理	★	
			③下水道資源の有効利用		
	第6章 活力ある暮らしやすいまち	(1)産業振興	①農業・漁業の振興		
			②商工業振興の充実		
		(2)観光	①観光都市としての質の向上		
			②安全で快適な観光空間の整備	★	
			③地域が一体となった観光振興の推進		
		(3)勤労者福祉	①雇用支援の充実		
			②働く環境の充実		
			③技能振興の充実		
		(4)消費者対策	①消費者施策の推進		

★…「安全な生活の基盤づくり」につながる目標と取組を記載している施策の方針について、表示をしています。

（イ）　実施事業の評価における評価対象

実施事業評価では、評価結果を次年度の予算編成の資料としても活用できるよう、前年度（平成 29 年度）に市が実施した実施事業の決算数値等に基づいた事後評価を行っています。

平成 30 年度の行政評価では、全ての実施事業（元金償還金、支払利子、職員給与費、遺族扶助料、市税等過誤納還付金など評価になじまない事業を除く。）を対象とし、361 事業について評価を実施しました。表１－１に、部別評価対象実施事業数の一覧を示します。

なお、市では、限られた職員数や財源の中で、組織の合理化を図りつつ生産性の向上に取り組むことや、本市が直面している喫緊の課題に対応するため、関連する部局間の連携を強化することなどを目指して、平成 30 年４月１日付で機構改革を行いました。

これに伴い、一部、平成 29 年度に施策を実施した部課名と平成 30 年度の施策の評価を行った部課が異なる場合があります。

表１－１　部別評価対象実施事業数　※（ ）は平成 29 年度

部名（平成 30 年度）	事務事業数		部名（平成 30 年度）	事務事業数	
共創計画部【新設】	25	-	都市景観部【新設】	12	–
※経営企画部	–	(27)	※まちづくり景観部	–	(15)
歴史まちづくり推進担当	3	(4)	※都市調整部	–	(5)
行政経営部【新設】	11	-	※拠点整備部	–	(7)
総務部	21	(27)	都市整備部	51	(51)
防災安全部	10	(10)	会計課	1	(1)
市民生活部【新設】	32	-	議会事務局	4	(2)
※市民活動部	–	(38)	教育部	39	(40)
こどもみらい部	34	(31)	文化財部	8	(8)
健康福祉部	58	(54)	選挙管理委員会事務局	5	(5)
環境部	25	(30)	監査委員事務局	1	(1)
まちづくり計画部【新設】	9	–	農業委員会事務	1	(1)
			消防本部	11	(11)
			合計	361	(368)

部名の前に※のあるものは平成 29 年度までの部局、また【新設】のあるものは平成 30 年度から新設された部局となります。

（ウ）　施策の方針等の評価における評価対象

施策の方針等の評価では､24 の分野ごとに位置付けている合計 51 の｢施策の方針｣及び､４つの「計画の推進に向けた考え方」のうち予算体系において直接位置付けられる事業のない１つ（防災・減災）を除いた、合計 54 の施策の方針等を評価対象としました。

（エ）　市民意識調査結果の活用

鎌倉市では、基本計画の進捗を測る指標として、市民 2,000 人を対象とした「鎌倉市民意識調査（無作為抽出・無記名アンケート方式）」を実施し、このアンケート結果を活用することで、行政評価を行っています。

平成26年度からは第３期基本計画の施策の方針等ごとの認知度､費用対効果の妥当性､市民ニーズ、重要度を調査しており、今年度の行政評価では、平成 29 年度の調査結果に加え、平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度の調査結果の経年変化についても評価に活用しました。